

単身者世帯【世帯区分コード：41、43（優遇あり）】

【資格】 募集案内書の7～8ページの（1）～（5）、（7）及び9～16ページの資格を備え、下記（ア）～（ク）のいずれかに該当する方（ただし、常時介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は除きます）

（ア）60歳以上の方で配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）

※60歳未満の場合は（イ）～（ク）のいずれか要件を満たしていれば申込みができます。

（イ）生活保護法に規定する被保護者または、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方で

配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む。）

（ウ）身体障害者手帳を所持し、1級から4級までの方で配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）

（エ）精神障害者保健福祉手帳を所持し1級から3級の方で配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）

（オ）療育手帳を所持している方、または、知的障がい者であることを更生相談所の長から判定された方で

配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）

（カ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者の対象となる
難病患者等の方

（キ）引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過していない方で配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）

（ク）ハンセン病療養所入所者等で配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）

（ケ）犯罪・DV被害者

※資格の内容は、募集案内書22～23ページの犯罪・DV被害者世帯に記載しています。

- 【抽選優遇制度】（１）一定の要件に該当する方は、抽選番号を多く割り振る抽選優遇制度の適用を受けることができますので募集案内書の19ページ記載の世帯区分による抽選優遇制度をお読みください。
- なお、精神障害者保健福祉手帳の3級の方、療育手帳B2の方、または、軽度の知的障がい者であることを構成相談所所の長から判定された方は、世帯区分による抽選優遇制度には該当しませんのでご注意ください。
- （２）世帯区分による抽選優遇制度に該当する方は、入居申込書の世帯区分コードは"43"（単身者（優遇あり））になり、該当しない方は"41"（単身者）になります。
- （３）世帯区分による抽選優遇制度の適用を受けて仮当選された方は、資格審査時に抽選優遇資格を証する書類（身体障害者手帳の写しなど）を提出していただきます。
- （４）世帯区分による抽選優遇資格のない方が、抽選優遇制度の適用を受けて仮当選しても失格となります。

【注 意 点】（１）配偶者がいる方は申込みできません。（ただし、離婚手続き中の方またはDV被害者は申込み可能）

※DV被害者の内容は、募集案内書の22～23ページに記載しています。

- （２）仮当選後の資格審査時に下記の書類を提出していただきます。
- （３）単身入居者のための申立書（単身で生活できるかどうかを確認するための申立書）
- （４）60歳未満の方は、下記資格の（ア）～（キ）を証明する書類が必要です。
- （ア）福祉事務所長発行の保護受給証明書
 - （イ）身体障害者手帳の写し、または福祉事務所長発行の証明書
 - （ウ）精神障害者保健福祉手帳の写し
 - （エ）療育手帳の写し
 - （オ）特定医療費（指定難病）受給者証、または障害福祉サービス受給者証、または地域相談支援受給者証
 - （カ）永住帰国者証明書の写し、または自立支度金支給決定通知書の写し
 - （キ）ハンセン病療養所の入所を証する書類
 - （ク）犯罪・DV被害者であることの内容を確認できる証明書